

## 精神障害者保健福祉手帳

新型コロナウイルス対策のための期間限定の猶予措置です！

精神障害者保健福祉手帳の更新の際、  
診断書の提出が猶予されます。

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されており、不要不急の外出は自粛いただき、接触機会を低減させることが求められています。

そのため、精神障害者保健福祉手帳の更新手続きに当たり、医師の診断書の提出が最大1年間猶予されます。

【対象者】 ①②をどちらも満たす方

- ① 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、  
更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある方
- ② 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が  
令和2年3月1日～令和3年2月28日までの方

- ☞ 更新申請書の提出は必要です。(市町への郵送による申請も可能です。)
- ☞ 診断書を提出せず更新手続きをされた場合は、1年以内に診断書を提出する必要があります。提出がない場合、お手持ちの手帳は失効しますので、お気を付けください。
- ☞ 年金証書等の写しを添付して申請される方は、通常どおり申請してください。
- ☞ すでに更新手続きが完了している場合は、特に対応は必要ありません。
- ☞ 今回の措置は診断書の提出を一時的に猶予しているだけであり、最終的には、提出いただく必要がありますので、定期的に通院されている方で、医師の診断書の入手が容易な方は、通常どおり診断書を添えて更新申請してください。

【お問い合わせ】

ご不明な点等ございましたら、お住まいの市町にお問い合わせください。



愛媛県心と体の健康センター  
住所：松山市本町7-2  
TEL：089-911-3880